# 下水汚泥溶融スラグの売り払いに伴う契約書

大阪市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次の各条項に従い、舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から発生する下水汚泥溶融スラグ(以下、「溶融スラグ」という。)の売り払いについて、この契約を締結する。

## (溶融スラグの単価)

第1条 甲は、舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から発生する溶融スラグについて、乙に対して溶融スラグ1トンあたり52円(消費税および地方消費税を含む)で売り払うものとする。

#### (料金の算定方法)

第2条 甲は、引取り期間に舞洲スラッジセンター並びに平野下水処理場から搬出した溶融スラグ量を 集計し、合計量から料金(1円未満切り捨て)を算定する。

## (料金の支払い)

第3条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する日までに料金を納入しなければならない。

#### (契約期間)

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

## (連絡及び調整)

第5条 甲乙は、円滑な売り払い業務の運営を図るため、常に綿密な連絡調整等を行うものである。

#### (協議)

第6条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について、疑義が生じた場合は、別途、 甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

盯

#### 令和 年 月 日

(甲) 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟 6階 大阪市建設局長

(Z)